

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年7月21日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

児童福祉施設等に対する感染症対策相談支援事業業務委託

(2) 業務内容等

ア 児童福祉施設等に対するメール・電話相談対応及び施設巡回

感染症予防の基本的な対応に係る相談にメール・電話、施設を巡回して助言を行う。

(ア) 看護師等相談対応者及び施設巡回員の確保

(イ) 相談窓口（ウェブ上のホームページ・電話回線）の開設・広報

(ウ) 相談対応、施設巡回の実施

イ 児童福祉施設等職員に対するSNS(LINE)・電話相談対応

感染症対応に係る職員の不安相談対応

(ア) 相談対応者の確保

(イ) 相談窓口（LINEアカウント・電話回線）の開設・広報

(ウ) 相談対応の実施

(3) 契約価格の限度額

22,000千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県内に本社又は支店等の業務拠点を有する者であること。

(3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号 以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館3階
静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課

電話番号 054-221-2928 F A X 054-221-3521 E-mail kodomo-m@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和2年7月21日（火）から令和2年7月30日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案募集要領による。

イ 提出期限 参加表明書：令和2年7月31日（金）午後5時まで 郵送又は持参（必着）
企画提案書：令和2年8月17日（月）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。